平成２３年（フ）第３３４７号
群馬県太田市浜町29―30、開始決定時の住所埼玉県さいたま市南区南浦和４丁目２―11―205
破産者　枝　　信一
1　決定年月日　平成23年９月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第３５０１号
神奈川県横浜市港北区大豆戸町902―２　大倉山ハイム４―109
破産者　矢能　義夫
1　決定年月日　平成23年９月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第３８６６号
神奈川県平塚市袖ケ浜17―23
破産者　阿部　議夫
1　決定年月日　平成23年９月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第３９８８号
埼玉県川口市大字安行原2465―１
破産者　原田　　昇
1　決定年月日　平成23年９月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第４８１６号
東京都墨田区向島５丁目23―６―703
破産者　重田　里志
1　決定年月日　平成23年９月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第４８３４号
東京都大田区新蒲田３丁目17―３
破産者　村田　寛子
1　決定年月日　平成23年９月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第４８９０号
千葉県船橋市丸山５―35―１―116　中嶋方、住民票上の住所千葉県船橋市丸山２丁目19―24
破産者　丑尾田　実
1　決定年月日　平成23年９月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第４９８８号
東京都八王子市明神町１丁目９―40―203
破産者　井上　一義
1　決定年月日　平成23年９月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第５０２５号
千葉県習志野市谷津３丁目１―48―301
破産者　宮原真由美
1　決定年月日　平成23年９月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第５０７２号
埼玉県所沢市並木８丁目１―３―1412
破産者　深川　勝昭
1　決定年月日　平成23年９月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第５０９７号
東京都多摩市永山４丁目１―１―402、住民票上の住所東京都世田谷区北沢４丁目15―27
破産者　手代木　玲
1　決定年月日　平成23年９月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第５１３１号
東京都日野市西平山５―26―17、住民票上の住所東京都日野市西平山５丁目50―24
破産者　武藤　裕子
1　決定年月日　平成23年９月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第５７２６号
東京都葛飾区東金町５丁目32番６号
破産者　株式会社力電
1　決定年月日　平成23年９月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第５７２７号
東京都葛飾区新宿４丁目25―19
破産者　小林　力三
1　決定年月日　平成23年９月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第５７２８号
東京都葛飾区新宿４丁目25―19
破産者　小林　アキ
1　決定年月日　平成23年９月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第５７５７号
東京都豊島区南大塚１丁目36番６号
破産者　株式会社八十八印刷
1　決定年月日　平成23年９月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第５７５８号
東京都豊島区巣鴨４丁目18―２―301
破産者　本間　義見
1　決定年月日　平成23年９月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第５９８０号
静岡県浜松市天竜区二俣町二俣1337―３、開始決定時の住所東京都文京区小石川５丁目４―２―406
破産者　永田　　達
1　決定年月日　平成23年９月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第５９８１号
静岡県浜松市天竜区二俣町二俣1337―３、開始決定時の住所東京都文京区小石川５丁目４―２―406
破産者　永田奈緒子
1　決定年月日　平成23年９月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第６１２６号
埼玉県狭山市大字青柳443―１　レオパレス青柳第２―107
破産者　中村　美穂
1　決定年月日　平成23年９月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第６１６２号
埼玉県和光市本町31―２―901
破産者　宗高　久和
1　決定年月日　平成23年９月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第６２０５号
東京都渋谷区円山町10番17号
破産者　株式会社日信連
1　決定年月日　平成23年９月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部